

## 建国50周年を逼迫する労働市場

(シンガポール)

本年2015年にシンガポールは1965年の建国から50年を数えるメモリアルイヤーを迎え、国全体がSG50(シンガポール50周年)を祝う機運に包まれている。SG50を表す赤いシンボルマークが街中に溢れ返り、8月9日の建国記念日当日に備え、毎週末に花火、航空ショー等各種イベントのリハーサルが行われていた。

実は本年3月に、シンガポールは建国の父であるリー・クアンユー氏を失った。彼の死は国民に深い悲しみを与えたが、同時に、リー・クアンユー氏とシンガポールの歩み、即ちシンガポールの歴史そのものに、改めて人々の目を向けさせることとなった。

資源も目立った産業も無い狭い国土と、少ない人口。必然的に高付加価値産業を短期間で効率的に育成することが求められたシンガポールは、建国以降、経済開発庁や人材省の設置、長期国土開発計画の策定と実施、政労使三者による労働環境の調整スキームの設置、海外からの投資誘致、多国間の貿易・投資協定を実現し、多様な高付加価値産業を發展させて

きた。「明るい北朝鮮」と揶揄されることもある人民行動党(PAP)による独立以来の政権独占は、実は小国を計画的に管理・發展させるためには有効で、「開発独裁」としてその効果を發揮してきた。

しかし、実は近年のシンガポール議会選挙において、過去敗北したことの無いグループ選挙区において野党に議席を奪われるなど、長期にわたる独裁の歪みともとれる国民の不満の噴出があり、これまで経済と効率性を重視した政策を進めてきた政府がブレーキを踏まざるを得ない状況に追い込まれていた。次回選挙で改めて圧倒的な勝利を収めるためにも、政府は建国50周年を大いに活用したい考えだ。リー・クアンユー氏の業績への再評価を通じ、PAPへの国民の忠誠心が再燃することに期待しているのも本音ではないだろうか。

国民の不満としては、生活物価の急激な上昇が挙げられるだろう。外国人労働者の受け入れが物価上昇の一因という見方から、政府は就労ビザの発給水準を厳格化した。以来、ローカル人材の奪い合いから生じる

逼迫した人材事情により、日系企業が毎年4%を越える人件費の上昇圧力に苦しむ要因となっている。しかしこれは労働市場の需給バランスから来る短期的な賃金上昇であり、労働生産性もたらず賃上げでないことを政府は危惧しており、国を挙げて(特に中小企業の)生産性向上に向け様々な施策を講じているが、2014年はむしろ生産性が低下する事態となり、手をこまねいているのが実情だ。ナシヨナリズムの高まりの中、早期に解散総選挙を行ってPAPが勝利し、賃上げ要因の一因となっている外国人就労ビザ発給が緩和されることに期待が寄せられているが、即座の緩和は難しいという見方が多いようだ。

シンガポールの地域統括拠点化の進展に伴い、本部機能をターゲットとするビジネス・サービスを中心とした中小企業、増加する邦人を対象とした各種サービス業は続々とシンガポールに進出している。しかし、人材難や人件費上昇に伴う経営相談が寄せられるのも、多くは新規進出企業であるのが実情だ。

(シンガポール日本商工会議所 事務局長 長尾 健太郎)

## ASEANを中心とした発展するための新たな政策——(タイ)

タイでは、先進国入りを前に成長が停滞する、いわゆる「中所得国の罠」に陥らないように産業構造の高度化を目指している。今年1月より、高付加価値産業の投資誘致を目指すため、タイ投資委員会(Board of Investment)が新投資誘致政策について詳細を発表した。現在のところ、タイでは、景気の低迷や新制度のPR不足などにより、新規投資は停滞感がある。また当所の調査でも「過当競争」や「厳しい労働市場」といった経営上の課題も挙げられている。しかしながら、成長著しいASEANの将来を見据えて、その地理的な優位性や市場としてのポテンシャルから、タイは引き続き、生産基地・輸出基地として注目を集めている。

この中、タイ政府は、ASEANS中心として發展するための政策として、地域統括会社(HQ: International Head Quarter)制度の導入を発表した。現在、シンガポールに偏っているASEANのHQや、販売統括会社を、製造現場により近いタイに呼び込み、ASEAN経済共同体(AEC)の下で、タイが中心的な地位、役割を担っていききたい、という政府の意思

の現れである。

タイへの投資については、外国人事業法にて非製造業が規制対象となっている。また、従来の地域統括会社の制度(ROH: Regional Operating Headquarters)においては、地域統括会社が販売取引を行う場合、税金インセンティブを受けられなかった。今回、HQや、商社業務の諸条件を緩和するためにHQに先立つて打ち出された国際貿易センター(ITC: International Trading Centre)制度の導入により、このような問題が解決され、従来に比べ、今後はタイに地域統括会社や販売統括会社の設立が非常に有利な状況になっている。これに加えて、HQの事業として財務センター(TC: Treasury Center)業務に関しても優遇措置が設けられた。

これにより一定の手続きの下で、タイ国内の関係会社へのバツ建て貸付や、タイ国外の関係会社の外貨建て債務の買取り・支払い、あるいは海外の取引先との外貨建て債権・債務の相殺等も可能となるなど、金融面でも有利な制度が整っている。さらにHQに勤める外国人社員(常

勤)についても、個人所得税が15%(現行35%)に優遇されることにもなっている。

今回のHQ制度では、恩典の幅が広がゆえに、所管はBOIとはいえ、財務省やタイ中央銀行など関連省庁も多く、一部報道でも見られるように具体的な申請や審査が円滑に進むかどうかは未知数である。また実務レベルにおいて、すでに地域拠点として、優秀な人材、多くのノウハウを有しているシンガポールからタイに移転することに不安を覚える企業もあるだろう。しかしながら、製造拠点であるタイでは部材等の集中購入等も比較的容易になるため、製造業の場合、タイ以外の海外に1カ国でも関連会社があれば、検討に値する制度であることは疑いない。

今後、タイのHQ制度について、セミナーや講演会などが開催され、詳細な制度について説明を受ける機会も出てこようかと思う。まだまだ事務面での不透明な要素はあるものの、今後の制度整備や企業の動向について、注目していきたい。

(東京日本商工会議所 事務局長 石井 信行)

SG  
50

SG50のシンボル